

## 総務委員会会議記録

総務委員会委員長 菅野 ひろのり

- 1 日時  
令和3年10月8日（金曜日）  
午前9時59分開会、午前11時44分散会
- 2 場所  
第1委員会室
- 3 出席委員  
菅野ひろのり委員長、高橋穩至副委員長、関根敏伸委員、名須川晋委員、  
城内よしひこ委員、高橋こうすけ委員、工藤大輔委員、千葉盛委員、飯澤匡委員
- 4 欠席委員  
なし
- 5 事務局職員  
鈴木担当書記、畠山担当書記、阿部併任書記、大森併任書記、金野併任書記
- 6 説明のために出席した者
  - (1) 政策企画部  
石川政策企画部長、坊良副部長兼首席調査監、  
照井技術参事兼政策企画課総括課長、村上広聴広報課総括課長
  - (2) 総務部  
白水総務部長、千葉理事兼副部長兼総務室長、  
西野参事兼行政経営推進課総括課長、戸田特命参事兼法務・情報公開課長、  
加藤人事課総括課長、山田財政課総括課長、今野税務課総括課長、
  - (3) 復興防災部  
戸館復興防災部長、工藤副部長、菊池副部長兼復興危機管理室長、  
大坊参事兼復興推進課総括課長、吉田総括危機管理監、武蔵放射線影響対策課長、  
高橋企画課長
  - (4) ふるさと振興部  
熊谷ふるさと振興部長、箱石副部長兼ふるさと振興企画室長、  
松村参事兼市町村課総括課長、高橋交通政策室長、松本科学・情報政策室長、  
小野寺地域交通課長、木村情報化推進課長
  - (5) I L C推進局  
高橋 I L C推進局長、高橋副局長兼事業推進課総括課長
  - (6) 警察本部  
長谷川警務部長、田村交通部長、吉田参事官兼警務課長、金崎監察課長

(7) 人事委員会事務局  
今野人事委員会事務局長、藤村職員課総括課長

(8) 議会事務局  
下山議会事務局次長、米澤総務課総括課長

7 一般傍聴者  
なし

8 会議に付した事件

(1) 委員席の変更

(2) 議案の審査

ア 議案第1号 令和3年度岩手県一般会計補正予算（第7号）

第1条第1項

第1条第2項第1表中

歳入 各款

歳出 第1款 議会費

第2款 総務費

第1項 総務管理費

第2項 企画費

第3項 徴税费

第4項 地域振興費

第6項 復興防災費

第7項 統計調査費

第9款 警察費

第3条

イ 議案第13号 個人情報保護条例の一部を改正する条例

ウ 議案第14号 職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

エ 議案第15号 自治振興基金条例の一部を改正する条例

オ 議案第21号 高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要な信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

カ 議案第26号 損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについて

キ 議案第27号 損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについて

(3) 請願陳情の審査

受理番号第44号 東京電力福島第一原子力発電所におけるALPS処理水の海洋放出基本方針を撤回し、安全な処理、保管方法の確立を求める請

願

(4) 委員会調査について

9 議事の内容

○菅野ひろのり委員長 おはようございます。ただいまから総務委員会を開会いたします。

本日は、常任委員改選後、最初の委員会審査でありますので、執行部の職員を御紹介いたします。

初めに、石川義晃政策企画部長を御紹介いたします。

○石川政策企画部長 石川です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○菅野ひろのり委員長 続きまして、上和野里美統括調査監を御紹介いたします。

○上和野統括調査監 上和野です。よろしくお願ひいたします。

○菅野ひろのり委員長 この際、石川政策企画部長から、政策企画部の職員を御紹介願ひます。

○石川政策企画部長 御紹介申し上げます。

坊良英樹副部長兼首席調査監です。

照井富也技術参事兼政策企画課総括課長です。

加藤真司政策企画課政策課長です。ふるさと振興部地域振興室ふるさと振興監を兼任しております。

高橋幸司政策企画課評価課長です。

佐藤益子秘書課総括課長です。

高橋利典秘書課儀典調整監です。

村上聡広聴広報課総括課長です。

和田英樹広聴広報課報道課長です。

畠山英司総括調査監です。

内城仁調査監です。

佐藤直樹調査監です。

○菅野ひろのり委員長 御苦労さまでした。

次に、白水伸英総務部長を御紹介いたします。

○白水総務部長 白水です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○菅野ひろのり委員長 続きまして、千葉幸也理事兼総務部副部長兼総務室長を御紹介いたします。

○千葉理事兼副部長兼総務室長 千葉です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○菅野ひろのり委員長 この際、白水総務部長から、総務部の職員を御紹介願ひます。

○白水総務部長 それでは、総務部の職員を御紹介いたします。

西野文香参事兼行政経営推進課総括課長でございます。

戸田新総務室特命参事兼法務・情報公開課長でございます。

加藤勝章人事課総括課長でございます。

熱海淑子人事課職員育成課長でございます。

山田翔平財政課総括課長でございます。

今野浩税務課総括課長でございます。

平野信二管財課総括課長でございます。

小笠原祐喜総務事務センター所長でございます。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○菅野ひろのり委員長 御苦勞さまでした。

次に、戸館弘幸復興防災部長を御紹介いたします。

○戸館復興防災部長 戸館でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○菅野ひろのり委員長 この際、戸館復興防災部長から、復興防災部の職員を御紹介願います。

○戸館復興防災部長 復興防災部の職員を名簿順に2回に分けて紹介させていただきます。

菊池芳彦副部長です。

工藤直樹副部長です。

葛尾淳哉副部長です。沿岸広域振興局副局長を兼任しております。

大坊哲央参事兼復興推進課総括課長です。

吉田陽悦復興危機管理室総括危機管理監です。保健福祉部保健福祉企画室特命参事を兼任しております。

高橋正志復興危機管理室企画課長です。ふるさと振興部地域振興室ふるさと振興監を兼任しております。

柳原悟復興危機管理室管理課長です。

武蔵百合復興危機管理室放射線影響対策課長です。

澤田彰弘復興くらし再建課総括課長です。

下川知佳復興くらし再建課被災者生活再建課長です。

中里武司防災課総括課長です。

西島敦防災課特命参事兼防災危機管理監です。

栗澤孝信消防安全課総括課長です。

多賀聡消防安全課県民安全課長です。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○菅野ひろのり委員長 御苦勞さまでした。

次に、熊谷泰樹ふるさと振興部長を御紹介いたします。

○熊谷ふるさと振興部長 熊谷でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○菅野ひろのり委員長 この際、熊谷ふるさと振興部長から、ふるさと振興部の職員を御紹介願います。

○熊谷ふるさと振興部長 それでは、御紹介申し上げます。

箱石知義副部長兼ふるさと振興企画室長兼県北・沿岸振興室長でございます。I L C 推進局企画総務課総括課長を兼任してございます。

続きまして、松村達参事兼市町村課総括課長でございます。地域振興室ふるさと振興監を兼任しております。

小國大作地域振興室長兼首席ふるさと振興監でございます。

菊池孝国際室長でございます。

高橋利明交通政策室長でございます。

松本淳科学・情報政策室長でございます。

大越治仁ふるさと振興室企画課長でございます。地域振興室ふるさと振興監及びI L C 推進局企画総務課企画課長を兼任してございます。

米内靖士学事振興課総括課長でございます。

浅沼玉樹調査統計課総括課長でございます。

高井知行地域振興室地域企画監兼ふるさと振興監でございます。

熊谷克行地域振興室特命参事兼地域振興課長兼ふるさと振興監でございます。

千葉実地域振興室特命参事兼自治体協働課長兼ふるさと振興監でございます。

本多牧人県北・沿岸振興室県北振興課長でございます。地域振興室ふるさと振興監を兼任してございます。

及川有史県北・沿岸振興室沿岸振興課長でございます。地域振興室ふるさと振興監を兼任してございます。

寺澤敬行国際室国際企画課長でございます。

小野寺重男交通政策室地域交通課長でございます。

山本章博交通政策室空港振興課長でございます。

佐藤聡科学・情報政策室特命参事兼科学技術課長でございます。

木村幸地科学・情報政策室情報化推進課長でございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○菅野ひろのり委員長 御苦労さまでした。

次に、高橋勝重I L C 推進局長を御紹介いたします。

○高橋I L C 推進局長 高橋でございます。よろしくようお願い申し上げます。

○菅野ひろのり委員長 この際、高橋I L C 推進局長から、I L C 推進局の職員を御紹介願います。

○高橋I L C 推進局長 I L C 推進局の職員を紹介いたします。

高橋毅副局長兼事業推進課総括課長でございます。

澤田仁事業推進課計画調査課長です。ふるさと振興部地域振興室ふるさと振興監を兼任しております。

以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○菅野ひろのり委員長 御苦労さまでした。

次に、永井榮一会計管理者兼出納局長を御紹介いたします。

○永井会計管理者兼出納局長 永井でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○菅野ひろのり委員長 この際、永井会計管理者兼出納局長から、出納局の職員を御紹介願ひます。

○永井会計管理者兼出納局長 それでは、職員を御紹介申し上げます。

藤澤良志副局長兼総務課総括課長です。

安倍均総務課入札課長です。

大塚貴弘会計課総括課長兼会計指導監です。

大崎誠幸会計課審査課長です。

紹介は以上となります。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○菅野ひろのり委員長 御苦労さまでした。

次に、今野秀一人事委員会事務局長を御紹介いたします。

○今野人事委員会事務局長 今野でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○菅野ひろのり委員長 この際、今野人事委員会事務局長から、人事委員会事務局の職員を御紹介願ひます。

○今野人事委員会事務局長 それでは、御紹介いたします。

藤村朗職員課総括課長でございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○菅野ひろのり委員長 御苦労さまでした。

次に、小畑真監査委員事務局長を御紹介いたします。

○小畑監査委員事務局長 小畑でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○菅野ひろのり委員長 この際、小畑監査委員事務局長から、監査委員事務局の職員を御紹介願ひます。

○小畑監査委員事務局長 それでは、紹介をさせていただきます。

小守健一参事兼監査第一課総括課長でございます。

佐々木昭司監査第二課総括課長でございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願ひします。

○菅野ひろのり委員長 御苦労さまでした。

次に、大濱健志警察本部長を御紹介いたします。

○大濱警察本部長 警察本部長の大濱でございます。よろしくお願ひします。

○菅野ひろのり委員長 この際、大濱警察本部長から、警察本部の職員を御紹介願ひます。

○大濱警察本部長 長谷川信栄警務部長です。

玉澤賢一生活安全部長です。

吉田良夫刑事部長です。

田村剛交通部長です。

石川康警備部長です。

中屋敷修二警務部参事官兼首席監察官です。  
吉田知明警務部参事官兼警務課長です。  
村上操警務部参事官兼人財育成課長です。  
米沢寿彦警務部参事兼会計課長です。  
金崎将樹監察課長です。  
及川聰警務部参事官兼情報管理課長です。  
熊谷秀一生活安全部参事官兼生活安全企画課長です。  
岩渕克彦生活安全部参事官兼地域課長です。  
大越剛生活安全部参事官兼人身安全少年課長兼刑事部参事官です。  
大沼淳司刑事部参事官兼刑事企画課長です。  
吉野幸雄刑事部参事官兼捜査第一課長です。  
亀山久雄刑事部参事官兼組織犯罪対策課長です。  
板垣則彦交通部参事官兼交通企画課長です。  
伊藤寛交通部参事官兼運転免許課長です。  
仲谷千春警備部参事官兼公安課長です。  
菅原英二警備部参事官兼警備課長です。  
永澤幸雄総務課長です。  
以上で警察本部の紹介を終わります。

○菅野ひろのり委員長 御苦勞さまでした。以上で執行部職員の紹介を終わります。  
執行部入室のため、しばらくお待ちください。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、委員席の変更を行いたいと思います。さきの正副委員長の互選に伴い、委員席を現在御着席のとおり変更いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 御異議がないようでございますので、さよう決定いたしました。

次に、議案の審査を行います。議案第1号令和3年度岩手県一般会計補正予算（第7号）第1条第1項、同条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳入各款、歳出第1款議会費、第2款総務費、第1項総務管理費、第2項企画費、第3項徴税費、第4項地域振興費、第6項復興防災費、第7項統計調査費、第9款警察費及び第3条地方債の補正を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○山田財政課総括課長 議案第1号令和3年度岩手県一般会計補正予算（第7号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症対策として感染拡大防止を図りつつ、社会生活、経済活動を支えるため、入院施設等の確保など、医療提供体制の拡充、広域的なワク

チン接種体制の強化、地域公共交通の維持に向けた支援など、追加的に必要となる予算を計上しております。

また、通常分として、豚熱予防的ワクチン接種に要する経費及び前年度決算の確定に伴う所要の予算等を計上したものでございます。

議案（その1）の1ページをお開き願います。まず、第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ287億8,588万4,000円を増額し、補正後現計を8,604億729万4,000円とするものでございます。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分等につきましては、2ページから6ページの第1表歳入歳出予算補正のとおりでございまして、これにつきましては後ほど予算に関する説明書により御説明申し上げます。

次に、第2条債務負担行為の補正につきましては、当委員会所管のものはございません。

次に、第3条地方債の補正につきましては、9ページをお開き願います。第3表地方債補正の1追加は、復興防災に係る通信施設管理の追加であり、10ページの2変更は、みたけの杜整備など10件について起債の限度額を変更しようとするものでございます。

歳入歳出予算の内容につきましては、便宜、予算に関する説明書により御説明申し上げますので、予算に関する説明書の3ページをお開き願います。まず、歳入について御説明申し上げます。5款地方交付税につきましては、復旧復興事業の歳出に連動して、震災復興特別交付税を減額するものであり、1,834万円の減額でございます。

次に、4ページ、7款分担金及び負担金のうち、1項分担金につきましては、経営体育成基盤整備事業などの補正に伴い減額するものであり、703万4,000円の減額でございます。

5ページ、2項負担金につきましては、経営体育成基盤整備事業や水産生産基盤整備事業などの補正に伴い減額するものであり、8,171万2,000円の減額でございます。

次に、6ページをお願いいたします。6ページ、8款使用料及び手数料、1項使用料につきましては、先端科学技術研究センターの冬期暖房費の使用増が見込まれること等により、110万6,000円を増額するものでございます。

7ページ、2項手数料につきましては、豚熱予防的ワクチン接種の対象頭数の減による手数料の減等により、5,993万4,000円を減額するものでございます。

次に、8ページ、9款国庫支出金のうち、1項国庫負担金につきましては、河川等災害復旧事業などの補正に伴い増額するものであり、2億5,770万8,000円を増額でございます。

次に、9ページ、2項国庫補助金につきましては、感染症等健康危機管理体制強化事業や新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業など、国庫補助事業の補正に伴うものであり、56億2,722万円の増額でございます。

次に、飛びまして、14ページ、3項委託金につきましては、統計調査等受託事業の補正に伴い、838万8,000円の減額でございます。



次に、15 ページ、10 款財産収入、1 項財産運用収入につきましては、ふるさとの水と土保全基金の運用益の増収を見込むもの等であり、179 万 6,000 円の増額でございます。

16 ページ、2 項財産売却収入につきましては、漁港施設用地の売却収入を見込むものであり、851 万 4,000 円の増額でございます。

次に、17 ページ、11 款寄附金につきましては、いわての学び希望基金への寄附金を 2,663 万 6,000 円増額するものでございます。

次に、18 ページ、12 款繰入金のうち、1 項特別会計繰入金につきましては、中小企業振興資金特別会計等からの繰入金の補正でございまして、2,047 万 8,000 円の減額でございます。

続きまして、19 ページ、2 項基金繰入金につきましては、地域医療再生等臨時特例基金の実績確定に伴い、国への償還金等を補正するものであり、26 億 5,767 万 4,000 円の増額となっております。

次に、20 ページ、13 款繰越金につきましては、決算剰余金の財政調整基金への法定積み立てを初め、決算に伴う所要の整備などを補正するものであり、223 億 1,108 万 8,000 円の増額でございます。

次に、21 ページ、14 款諸収入のうち、5 項受託事業収入につきましては、河川災害復旧等関連緊急事業などの補正に伴う減額でございまして、5 億 3,004 万 5,000 円の減額でございます。

22 ページ、8 項雑入につきましては、東日本大震災津波復興基金市町村交付金や、その他の補助金の確定に伴う償還金等を補正するものであり、20 億 1,207 万 3,000 円の増額でございます。

次に、23 ページから 24 ページ、15 款県債、1 項県債につきましては、道路や河川、各種施設等の整備事業に充てる県債の補正でございまして、33 億 9,200 万円の減額でございます。

なお、令和 3 年度末の県債現在高の見込みにつきましては、地方債の年度末における現在高の見込みに関する調書により御説明いたしますので、74 ページをお開き願います。74 ページから 75 ページ、75 ページの上から 5 行目の計欄のうち、一番右の欄でございますけれども、補正後の令和 3 年度末現在高見込額は 1 兆 2,695 億 5,828 万 5,000 円となるものでございます。以上、御説明申し上げましたとおり、今回の補正で増額する歳入総額は 287 億 8,588 万 4,000 円となっております。

続きまして、当委員会所管の歳出につきまして御説明申し上げます。25 ページにお戻り願います。1 款議会費、1 項議会費につきましては、本会議場の設備増設等に係る経費を計上するものであり、492 万 9,000 円の増額でございます。

26 ページ、2 款総務費、1 項総務管理費につきましては、決算剰余金の財政調整基金への法定積み立てや庁内における A I、R P A 導入等に係る経費を計上するものであり、123 億 2,047 万 3,000 円の増額でございます。

27 ページ、2 項企画費につきましては、感染症拡大防止や個人、事業者向けの支援策の周知に要する経費等について計上するものであり、1,726 万 4,000 円の増額でございます。

28 ページ、3 項徴税费につきましては、過誤納還付金の見込みの変更に伴い、所要の経費を計上するものであり、5 億 2,239 万 7,000 円の増額でございます。

29 ページ、4 項地域振興費につきましては、東日本大震災津波復興基金市町村交付金や地域公共交通事業に対する運行支援に要する経費等を計上するものであり、17 億 9,455 万 6,000 円の増額でございます。

続きまして、30 ページ、6 項復興防災費につきましては、実績額確定に伴う東日本大震災復興基金の償還金に要する経費等を計上するものであり、15 億 2,929 万円の増額でございます。

31 ページ、7 項統計調査費につきましては、過年度に交付された国庫委託金の実績額の確定に伴う償還金等を計上するものであり、3,430 万 3,000 円の増額でございます。

続きまして、60 ページまで飛びまして、9 款警察費、1 項警察管理費につきましては、空調設備の改修に要する経費等を計上するものであり、836 万円の増額となっております。

61 ページ、2 項警察活動費につきましては、災害時等における捜索活動に必要な機器の整備に要する経費等を計上するものであり、107 万 2,000 円の増額でございます。以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

○菅野ひろのり委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○飯澤匡委員 きんのうの 9 月定例会の一般質問で臨時財政対策債の話をしたのですが、総務省としては臨時財政対策債を縮減する方向だと聞いていたのですけれども、それで間違いないですか。そもそもこれは、一方的に地方に借金を背負わせるというありがたくない話なのですけれども、その話をしたら、達増知事がさも違うという反応だったので、どういう方向性が答えてください。

○山田財政課総括課長 臨時財政対策債の縮減についての御質問をいただきましたけれども、国のほうでは新経済・財政再生計画改革工程表 2019 において、臨時財政対策債の縮減に努めていくということが言われておりまして、この方針については今回の経済財政運営と改革の基本方針 2021 においても引き続き継続されている状況となっております。

そして、その上で本県の臨時財政対策債に対する姿勢というものでございますけれども、基本的には地方交付税の質的な充実を要望しているというところで我々は考えておりますので、今後においても引き続きそのようにしていきたいと考えております。

○飯澤匡委員 京都市の財政が非常に悪化して、臨時財政対策債に対する減債部分の基金を取り崩しているということが大変問題となっております。別の地方公共団体においても、その積立金を取り崩している例があり、宮城県などは結構な額を取り崩しています。これはその年度が来たら一回に返さなければならないので、真面目に積まなければならないのですけれども、岩手県の場合はどういう状況になっていきますか。

○山田財政課総括課長 京都市の事例に係る必要な償還金についての基金への積み立て

という観点でございますけれども、私の把握している限りではありますが、京都市で問題になっている点というのは、臨時財政対策債に限らず満期一括分の地方債、各年度に償還するものではなく、10年で償還する場合の最後の年に全てを償還するというようなものについては、10分の1ずつをしっかりと基金に積み立てなければならないと法律で決まっているところを、その基金に積んでいるものが足りない、もしくは満期一括分を償還するのに対して、その資金を使ってしまっているというようなところが問題になっていると認識しております。

その上でですけれども、岩手県では満期一括分につきましては、その所要額をしっかりと県債管理基金に積み立てを行っておりますし、将来の償還に対してしっかりと備えるというようになっていると考えております。

○菅野ひろのり委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第13号個人情報保護条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○戸田特命参事兼法務・情報公開課長 議案第13号個人情報保護条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

お手元の議案（その2）の1ページをお開き願います。なお、条例案の内容等につきましては、便宜、お手元に配付しております個人情報保護条例の一部を改正する条例案の概要により御説明いたします。

まず、1の改正の趣旨についてであります。デジタル庁設置法及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆるデジタル社会整備法の施行に伴い、所要の整備をしようとするものでございます。

次に、2の条例案の内容についてであります。1につきましては、デジタル庁設置法の規定により、マイナンバー制度が総務省からデジタル庁に移管されたことから、マイナンバーを含んだ個人情報の提供記録である情報提供等記録を訂正した場合の通知先を総務大臣から内閣総理大臣に改めようとするものでございます。

(2)につきましては、第32条について、デジタル社会整備法第55条の規定により、行

政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号利  
用法の一部が改正され、本条例で引用する番号利用法第 19 条の号に移動が生じたことから、  
規定を整備するものでございます。

また、第 2 条及び第 69 条について、デジタル社会整備法第 50 条の規定により、行政機  
関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護  
に関する法律の規定が個人情報の保護に関する法律、いわゆる個人情報保護法に統合され  
ることになることから、条例で引用している法律名を改める等の所要の整備をしようと  
するものでございます。

最後に、3 の施行期日であります。2 の(1)及び(2)の第 32 条関係については公布の  
日から、2 の(2)の第 32 条関係を除く第 2 条及び第 69 条関係については、デジタル社会  
整備法第 50 条の規定により改正される個人情報保護法が施行される日から施行しようと  
するものでございます。以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げ  
ます。

○菅野ひろのり委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決  
定いたしました。

次に、議案第 14 号職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休日及び休暇に  
関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○加藤人事課総括課長 議案第 14 号職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、  
休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案(その 2)の 3 ページをお開き願います。なお、説明に当たりましては、便宜、お  
手元に配付しております議案第 14 号条例案の概要により説明させていただきます。

まず、1 の改正の趣旨についてであります。職員の柔軟な働き方や仕事と家庭の両立  
を支援するため、子の養育等をする職員について、当該職員の申告を考慮して、週休日の  
特例を設け、及び勤務時間の割り振りをすることができることとする等所要の改正をしよ  
うとするものであります。

次に、2 の条例案の内容についてであります。職員の働き方やワーク・ライフ・バラ

ンスに配慮した職場環境の実現や新しい生活様式の実践に向けた取り組みとして、労働基準法第 32 条の 2 の規定に基づく 1 カ月単位の変形労働時間制、いわゆる公務部門におけるフレックスタイム制度を拡充しようとするものであり、これは子の養育または配偶者等の介護をする職員等について、職員があらかじめ行う始業及び終業の時刻についての申告を考慮して、勤務時間をこれまでよりも柔軟に割り振ることができることとするものであります。

次に、条例案の概要の次のページをごらんいただきたいと思います。イメージ図のほうでございます。具体的には、4 週間を超えない範囲内で週を単位とする期間について、1 週間当たりの勤務時間が一般職員の場合は 38 時間 45 分となるように割り振ることとし、職員の総労働時間は変えずに 1 日の勤務時間を変更することを可能とするものです。あわせて、職員の申告を考慮して、日曜日及び土曜日に加えて、これ以外の日に週休日を設けることができることとするものであります。

なお、制度の詳細は人事委員会規則等で定めることとなりますが、職員が必ず勤務する時間、いわゆるコアタイムは午前 10 時から午後 3 時まで、始業及び終業の時刻の範囲、いわゆるフレキシブルタイムは始業が午前 7 時から午前 10 時までの間、終業が午後 3 時から午後 10 時までの間とする予定としています。

最後に、3 の施行期日等についてであります。制度導入を円滑に行うために、十分な周知期間や準備期間を確保する必要があることから、令和 4 年 1 月 1 日から施行しようとするものであります。

また、一般職の職員の給与に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例について所要の整備をしようとするものであります。以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○菅野ひろのり委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 15 号自治振興基金条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○松村参事兼市町村課総括課長 議案第 15 号自治振興基金条例の一部を改正する条例に

ついて御説明申し上げます。

議案（その2）の10ページをお開き願います。10ページでございます。内容につきましては、便宜、お手元にお配りしております自治振興基金条例の一部を改正する条例案の概要により御説明申し上げます。

1の改正の趣旨についてであります。過疎地域の定義を改めようとするものでございます。

2の条例案の内容についてであります。本年旧過疎法であります過疎地域自立促進特別措置法が法律の期限により失効となりまして、新たに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行され、同法における全部過疎、一部過疎、みなし過疎及び特定市町村等を今回条例第2条第1項で規定しております過疎地域として定義しようとするものであります。

この条例改正によりまして、新過疎法により新たに過疎地域、一部過疎及び特定市町村等とされた大船渡市並びに奥州市の旧衣川村及び旧江刺市の区域が本条例における過疎地域となるものでございます。本条例の過疎地域につきましては、実際の貸付けに当たって償還利率の優遇措置などを取っているものでございます。

3の施行期日等についてであります。この条例は公布の日から施行しようとするものであります。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○菅野ひろのり委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○城内よしひこ委員 この条例を改正することによって、県内でいうとどれぐらいが過疎の地域に該当になるのかお尋ねいたします。

○松村参事兼市町村課総括課長 令和3年4月1日現在で、一部の過疎も含まれますが、25の市町村が該当するということでございます。

○菅野ひろのり委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第21号高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要な信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**田村交通部長** 議案第 21 号高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要な信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案（その 2）の 24 ページをお開き願います。なお、説明に当たりましては、お手元に配付しております議案第 21 号条例案の概要により説明させていただきます。

初めに、1 の改正の趣旨についてであります。視覚障がい者の移動等円滑化、いわゆるバリアフリー化のために必要な信号機に関する基準を改めようとするものであります。

通称バリアフリー新法と呼ばれております高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づきまして、国家公安委員会規則の基準を参酌して条例の基準を定めておりましたところ、規則の一部改正が本年 4 月 1 日に施行されたことに伴い、これと同一基準とするため所要の改正をしようとするものであります。

次に、2 の条例案の内容についてであります。バリアフリー新法に基づき、市町村が定める重点整備地区の道路のうち、公安委員会が定める交通安全特定事業を実施する道路の区間に整備する歩行者用信号機の基準として、歩行者用青信号の表示情報をピヨピヨ、カッコーなどと音響を発する信号機を規定しておりましたところ、これに当該表示情報を視覚障がい者が使用するスマートフォンといった通信端末機に送信できるものを追加しようとするものであります。

次に、3 の施行期日についてであります。施行期日につきましては、公布の日からとするものであります。以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願います。

○**菅野ひろのり委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○**城内よしひこ委員** この条例の改正によって、対象となるのが何機で、いつごろまでに整備されるのかを伺いたしたいと思います。

○**田村交通部長** 現在のところ具体的な計画はありません。今後、視聴覚障がい関係団体等の御意見をお伺いしながら、検討を進めたいと考えております。

○**城内よしひこ委員** なるべく早くやったほうがいいと思いますので、よろしく願います。

○**名須川晋委員** 通信するのでしょうか、1 機当たりの単価というのはどのぐらいになるのでしょうか。

○**田村交通部長** 既存の音響信号機に通信用機器を付加する場合の費用として、約 200 万円程度を見込んでおります。

○**菅野ひろのり委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**菅野ひろのり委員長** ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**菅野ひろのり委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 26 号損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○長谷川警務部長 議案第 26 号損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

議案（その 2）の 31 ページをお開き願います。なお、説明に当たりましては、便宜、お手元に配付しております資料に基づき御説明申し上げます。

1 の提案の趣旨であります。令和 3 年 5 月 27 日及び同月 28 日、盛岡市盛岡駅前通地内の道路において、警察官が交通事故の捜査中に見分を実施する際及び金平明美所有の自転車を警察用車両に積載する際、誤って当該自転車を転倒させ、車両を破損させたため、損害賠償事件に係る和解をし、これに伴う損害賠償の額を定めることについて議会の議決を求めるものであります。

2 の損害賠償の額であります。自転車の破損修理に要した 1 万 3,904 円とするものであります。

3 の和解の内容であります。当事者はともに将来いかなる事由が発生しても一切の異議を申し立てないとするものであります。以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○菅野ひろのり委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 27 号損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。



○長谷川警務部長 議案第 27 号損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

議案（その 2）の 32 ページをお開き願います。なお、説明に当たりましては、便宜、お手元に配付しております資料に基づき御説明申し上げます。

1 の提案の趣旨であります。令和 3 年 6 月 20 日、盛岡東警察署において、盛岡市大通 1 丁目地内の道路に車両を停車していた北原大史に対し、警察官が誤って駐車禁止である旨説明を行ったことにより、同人に新たに駐車料金の負担を生じさせたため、損害賠償事件に係る和解をし、これに伴う損害賠償の額を定めることについて議会の議決を求めるものであります。

2 の損害賠償の額であります。新たに負担を生じさせた駐車料金 1,100 円とするものであります。

3 の和解の内容であります。当事者はともに将来いかなる事由が発生しても一切の異議を申し立てないとするものであります。以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○菅野ひろのり委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって議案の審査を終わります。

次に、請願陳情の審査を行います。受理番号第 44 号東京電力福島第一原子力発電所における A L P S 処理水の海洋放出基本方針を撤回し、安全な処理、保管方法の確立を求める請願を議題といたします。

委員改選後、最初の審査であることから、改めて当局の参考説明を求めます。

○武蔵放射線影響対策課長 東京電力福島第一原子力発電所における A L P S 処理水の海洋放出基本方針を撤回し、安全な処理、保管方法の確立を求める請願について、説明資料により御説明させていただきます。

まず、国におけるこれまでの検討経緯についてであります。点線枠内、国の基本方針概要資料にありますとおり、国は専門家で構成する委員会で 6 年以上議論し、海洋放出も含め、五つの処分方針やタンクによる長期保管、トリチウムの分離技術などについて検討

が行われ、海洋放出がより現実的であるといった報告書を令和2年2月にまとめております。

点線枠の下でございますが、これまで国は、この委員会の検討状況について、福島県の地方自治体や農林水産業者を中心に報告や意見交換を行い、加えて関係者の意見を伺う場を福島県、東京都で計7回開催し、意見聴取を実施するなどして方針を決定したとしております。なお、関係者からの意見を伺う場の本県における開催はございませんでした。

2ページをお開きください。2、処分方針決定後の進め方についてであります。国では自治体や各業界に対し、基本方針について説明するとともに、ワーキンググループによる関係者のヒアリングを行い、関係者からの意見を踏まえて、中長期的な取り組みの行動計画を令和3年内をめどに策定するとしております。このワーキングは、5月から7月にかけて計6回行われ、8月には当面の対策として中間取りまとめが公表されたところです。

また、東京電力は具体的な取り扱いを検討、決定し、原子力規制委員会への計画変更申請、認可を経て、工事や海域モニタリングを行い、2年後をめどに処分を開始するとしております。

次に、3、処分方針決定に係る県内の市町村等の声についてであります。今回の処分方針決定に対し、沿岸13市町村で構成される岩手三陸連携会議では、海洋放出によらない新たな処理方法の検討及び丁寧な説明と風評被害対策等を求める緊急要望書を5月に国に提出しているほか、岩手県市長会、岩手県町村会もそれぞれ海洋放出によらない新たな処理、保管方法を含め、検討することなどを要望しております。

また、これまでに11市町村議会が意見書を提出しておりまして、うち8市町村が方針の撤回と安全な処理、保管方法の検討や慎重な対応を求めるもの、2市は関係者等の理解が得られる説明と風評被害の対応などを求めるもの、1市が関係者の理解を得た上で改めて決定することなどを求めるものとなっております。

そのほか、漁業者の声といたしましては、岩手県漁業協同組合連合会会長はマスコミの取材に対し、水産業全体を窮地に追い込む深刻な問題だなどとして、全国漁業組合連合会会長の声明を踏まえ、抗議の姿勢を示しているとされております。

4、方針決定に係る本県の対応状況についてであります。こうした状況を踏まえ、県といたしましては、全国知事会や北海道東北地方知事会を通じた提言のほか、(3)に記載しておりますとおり、令和4年度政府予算要望として、ALPS処理水の処分について要望事項を新たに追加し、6月17日に要望を行ったところです。

要望事項については4ページをごらんください。要望事項は、ALPS処理水の処分に関する丁寧な説明と慎重な対応を求めるものであり、今回の決定は国内外の理解が十分に得られていない中での決定であり、本県においても国が責任を持って水産業を初めとする関係団体や関係市町村等に対する丁寧な説明と真摯な対話を継続し、慎重な対応を行うよう要望したところです。

また、(4)、(5)に記載しておりますとおり、6月には自民党東日本大震災復興加速化

本部による知事ヒアリング、7月には関係閣僚等会議ワーキンググループによるヒアリングが行われました。ヒアリングでは、方針決定に係る県内市町村や漁業者の声、東日本大震災からの復興の現況及び課題を説明した上で、6月の政府要望と同様に関係団体、市町村等に対する丁寧な説明を求める要望を行っております。

次に、(6)でございますが、この9月21日に処理水の基本方針に関する沿岸市町村との情報交換を実施いたしました。沿岸12市町村長の主な意見としましては、処分方法に対する反対意見や方針決定過程及び決定後の対応への不満などから、総論としては基本方針については反対との意見が多くあり、処理方法の検討の経緯や安全性に関する十分な説明、新たな処理方法の検討を求めるもののほか、海洋放出の是非と風評対策を分けて段階的に議論する必要があるといった意見などが出されたところです。なお、この市町村意見につきましては、国に伝え、改めて丁寧な説明と対応を求めたところです。

5、方針決定後の国による説明会の状況でございますが、7月に町村会、8月に市長会において資源エネルギー庁職員による説明が行われ、主に説明への質疑が行われたほか、具体的な風評対策や説明を求める意見が出されたところです。以上で説明を終わります。

○菅野ひろのり委員長 本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

○城内よしひこ委員 確認ですが、これは菅前首相のときに出された話ですね。

○武蔵放射線影響対策課長 4月13日に決定されておりましたので、前政権での決定でございます。

○菅野ひろのり委員長 ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 ほかになければ、本請願の取り扱いを決めたいと思います。

本請願の取り扱いはいかがいたしますか。

〔「継続審査」と呼ぶ者あり〕

〔「採択」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 本請願については、継続審査と採択の意見がありますので、まず継続審査について採決を行います。本請願は、継続審査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野ひろのり委員長 起立多数であります。よって、本請願は継続審査とすることに決定いたしました。

以上をもって付託案件の審査を終わります。

この際、執行部から岩手県県税条例の全部改正について発言を求められておりますので、これを許します。

○今野税務課総括課長 岩手県県税条例の全部改正について、お配りしている資料により御説明させていただきます。

1、要旨について、岩手県県税条例の全部改正については、12月定例会への提案に向け、

条例案の作成作業を進めております。全部改正の概要につきましては、令和3年3月の当委員会でも御説明させていただいたところですが、委員の皆様の御理解を賜りたく、改めて御説明を申し上げます。

まず、2、改正の趣旨について、県民にわかりやすく、かつ適正な運用を図っていくため、条例の規定方法を見直そうとするものであります。具体的には、現行の県税条例のうち、地方団体に裁量の余地のない地方税法の引き写し部分については、法令の定めるところによる旨を規定することにより、納税者に対し、わかりやすい条例体系を構築しようとするものであります。

次に、3、改正の必要性、(1)、現状について、県税条例においては、既に廃止されています総務省からの通知に基づき、県に裁量の余地のないものであっても地方税法と重複して県税条例に引き写して規定しております。その結果、地方税法の全部、一部を単純に引き写している条項が多数に上っております。

(2)、改正の必要性、アの部分について、結果として納税者にとってわかりにくい状態になっており、地方税法に準拠した条例規定の中に県独自のものも規定されているため、本県独自の条例規定などを判別することが難しい状況になっております。

また、イの部分について、昨年新型コロナウイルス感染症への対応に係る税制改正など、納税者に有利な税制について条例への規定を待たずに法律を直接適用することで、迅速な対応となる事例がありました。

このようなことから、4、改正の方向性について、(1)、県民や納税者にわかりやすい規定内容とすること、(2)、将来にわたり適正な内容を維持していくことを実現するため、県独自の条例規定や地方税法による個別の条例委任事項を明確に規定し、その他の規定については法令の定めるところによる旨を規定したいと考えております。

なお、点線の箱書き部分ですが、参考1、保健福祉部の事例として、保健福祉部において国の省令の規定を条例に書き写していた21条例について、省令を引き写している条項を削り、独自基準の明確化を図った事例がございます。

また、参考2、他県の事例としまして、今回本県が行おうとする方法で、既に7県が県税条例を規定しております。

5、全部改正案の概要、(1)、税目、課税客体、課税標準及び税率について、地方税法第3条第1項を踏まえ、各税の冒頭に点線の枠内のおり、課税客体、課税標準、税率、その他賦課徴収については、この条例に定めるもののほか、法令の定めるところによるという規定を置きまして、それ以降に本県独自の規定をしようとするものであります。

(2)、その他賦課徴収について、地方税法からの委任事項や地方自治法上、定めなければならないことなどについて規定しようとするものであります。

6、条例改正による効果について、(1)としまして制度を確認する際の省力化が図られること、(2)としまして県の独自基準が明瞭となること、(3)としまして納税者に有利な制度改正について迅速な適用、周知が可能となることなどが挙げられます。

7、提案予定議会及び施行期日について、12月定例会への提案に向けて作業を進めており、令和4年1月1日施行を目指すものであります。

最後に、8、全部改正後の税制改正への対応につきまして、全部改正案が施行された場合、県税条例は税制改正に伴う改正が大幅に減ることになりますが、税制改正により地方税法の主要部分が改正された場合には、別途当委員会において重要事項として説明してまいりたいと考えておりますので、御了承いただければと思います。以上で説明を終わらせていただきます。

○菅野ひろのり委員長 ただいまの報告に対する質疑も含め、この際何かありませんか。

○高橋穩至委員 年度末の税制改正に伴う条例の改正が大分なくなるということになると思いますが、主要な部分の法改正がある場合は別途説明するというので、この説明の機会があることによって、具体的な質疑があり、大体どうなるのかがわかり、判断の基準になるわけですが、その辺がどうなるのかがちょっと心配です。市町村も同じ状態だと思いますが、市町村の状況について、もしわかれば教えていただければと思います。

○今野税務課総括課長 全部改正案が施行された場合ですけれども、委員お話しのとおり、年度末の税制改正につきましては、法律の改正がそのまま条例に適用になりますので、3月末に行っていた知事の専決処分についてはなくなることになります。

ただ、その前に、先ほども申しましたけれども、重要事項につきましては2月定例会での説明、改正後につきましては閉会中の常任委員会等で改正の内容について十分な御説明をしたいと思っております。

市町村につきましては、残念ながら私どもでは把握しておりません。

○松村参事兼市町村課総括課長 私のところでも、市町村の実際の説明の状況をよく把握しているわけではありませんが、基本的には議会の全員協議会といったものでいろいろな細かい中身などを御説明されていると聞いておりますので、そういう説明の機会というのは確保されていると考えております。

○千葉盛委員 岩手緊急事態宣言について質問します。

これは岩手県独自の宣言であり、盛岡市の飲食店に限定して、時短営業の要請、支援が行われました。また、国からまん延防止等重点措置の適用が認められなかったという中で、宣言地域のあり方と公共施設の利用についてまずお伺いいたします。岩手緊急事態宣言は岩手県全体に出されて、1カ月余り続きましたが、感染状況に応じて宣言地域を限定していくようなことはできなかったのか。

また、県の施設を初め多くの公共施設において、休館、利用制限がなされましたが、地域の状況に応じて利用できるようにしていくべきだったのではないかとと思いますが、その辺についてお伺いいたします。

○吉田総括危機管理監 岩手緊急事態宣言の地域指定等についてでございますが、デルタ株は従来株に比べ感染力が強く、少しの接触でも感染リスクがあること、全県的に感染が確認されていたことなどから、8月12日に岩手緊急事態宣言を行い、県全体として人と人

とが接触する機会を減らし、感染拡大を徹底的に押さえ込むため、県民の皆様に対して不要不急の外出自粛の要請や、県施設の原則休館等をお願いしたところでございます。

なお、県施設につきましては原則休館としたところではありますが、施設の性質や地域の感染状況等を考慮するよう求める意見が一部にありましたので、そういった意見に対しまして柔軟に対応したところでございます。

○千葉盛委員 市町村によっては、県に準じて厳しく制限されたところもありますので、今後市町村ともしっかりと話す機会を設けて、感染の状況に応じて、もう少し柔軟に対応できるように、よろしくお願ひしたいと思います。

それで、例えば気仙地域では、県施設である野外活動センターや東日本大震災津波伝承館の休館によって、宿泊学習や修学旅行等がキャンセル、延期されるなど、教育活動に多くの影響が出たようですが、宣言中でも感染の減少傾向が見られる場合や学校のある地域、受入先の地域の感染状況によっては、教育活動は受け入れていくべきだったと思いますが、その辺についてはどうでしょうか。

○吉田総括危機管理監 県施設の休館についてでございますが、本県の直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数でございますが、9月6日に22.8人を記録して以降、減少に転じ、9月16日には9.6人と、岩手緊急事態宣言の解除基準としていた10人を下回ったことから、同日岩手緊急事態宣言を解除したところでございます。

感染が減少に転じた後は、人と接触する機会があったとしても、そこで感染するリスクが低くなるレベルまで速やかに新規感染者数を減少させることによって、さまざまな社会経済活動を行うことができることから、人口10万人当たりの新規感染者数が10人を下回って宣言が解除されるまで、県施設の原則休館や利用制限を継続したところでございます。

今後専門家や関係団体からの御意見なども参考に、今回の岩手緊急事態宣言における対応や効果等についてより詳細な取りまとめを行い、国の動きも踏まえつつ、県営施設の対応を含め、再度の感染拡大が生じた場合の対策に生かしていきたいと思ひます。

○千葉盛委員 特に子供たちが多くの制限を受けたと思ひます。岩手県でも感染者数の減少傾向が見られたあたりに県施設を予約して、学校やある程度限られた方々を受け入れるというのはできたのではないかと感じましたので、今後に生かしていただきたいと思ひます。

結果的に、岩手県は岩手県独自の宣言において、国の緊急事態宣言やまん延防止等重点措置に至らない状況で感染を抑えることができました。しかしながら、このことによって、国の支援を受けられない事態になりました。これは、努力した結果なのでいいことなのですが、支援は受けられないという課題が生じたので、これはしっかりと国にも示していくべきだと思います。例えばですけれども、今回の盛岡市の時短営業の要請に係る協力金の支給のようなものは、今後国に支援してもらえるものなのか、そういった交渉等をしているものなのか、その辺についてお聞きします。

○吉田総括危機管理監 今回の岩手県独自の緊急事態宣言以降、さらに追加の措置として

盛岡市に対する時短営業の要請を行ったところではありますが、そういった感染拡大防止のために取り組む財源という部分についても、国と調整しながら進めてきたところがございます。今後も国との連携を図りながら、感染拡大防止に努めていきたいと思っております。

○千葉盛委員 予算額は9億円でしたが、国から措置的なものは受けられるのか、受けられるような交渉をしているのかいないのか、その辺をちょっとお聞かせいただければと思います。

○山田財政課総括課長 今回の盛岡市における時短営業の要請に係る協力金の支給についてでございますけれども、今回は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、いわゆるコロナ交付金を活用させていただいております。今国ともしっかりと協議を行っておりまして、協力要請推進枠という形で、今来ている交付金に追加して、その協力金の8割を措置していただけるように事務レベルでもしっかりと調整をしているところがございます。ただ一方でその協力要請推進枠の仕組み上、実績額が確定してから正式に決定されるという形になっておりまして、今まさにその精算をしているところであり、鋭意協議をしているところがございます。

○千葉盛委員 わかりました。

もう一つ、最後に東日本大震災津波伝承館のことについてお伺いします。この岩手緊急事態宣言においてどのような影響が出たのか、また現状についてどのようになっているのかお伺いいたします。

○大坊参事兼復興推進課総括課長 東日本大震災津波伝承館につきましては、8月13日から9月17日まで休館となりまして、この休館の間に観光、教育旅行などで解説の予約をお受けしていたのが193件、5,981人となっておりますが、この全てが残念なことにキャンセルとなりました。

また、新型コロナウイルス感染症の第5波が全国的に拡大した7月から9月の3カ月間におきましては357件、9,069人がキャンセルとなっております。内訳といたしましては教育旅行関係が88件、4,732人、観光関係が235件、3,206人、地域団体などその他の団体が34件、1,131人となっております。

岩手緊急事態宣言による休館の直接的な影響に加えまして、新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴いまして、教育旅行では生徒の安全に配慮する必要があったということ、また観光利用につきましては県外からの移動の自粛が相次いだことなど、さまざまな事由によりましてキャンセル等の影響が生じたものと捉えております。

現状についてでございますけれども、9月18日から再び開館いたしまして、9月末日まで1日当たりの来館者数、平均584人となっております。休館前7月の1日当たりが572人となっておりますので、ほぼ同様の水準に戻ってきたと考えております。キャンセル団体の再予約の申し出もございますので、下半期に向けてしっかり受け入れを整えてまいりたいと思います。

○千葉盛委員 最後にしますけれども、この東日本大震災津波伝承館は、沿岸被災地のゲ

ートウェイとして機能しておりまして、多くの方々にいらしていただき、大変ありがたい施設となっております。キャンセル等が多くあり、来られなかった方がいらっしゃいますので、そういった方々に再度来ていただけるようにしっかりとフォローをしていただきたいと思いますので、その辺よろしくをお願いします。

○飯澤匡委員 きんのうの9月定例会の一般質問で、知事に盛岡市というのは玄関口かと確認したのですが、そうだと言いましたね。これからの地域振興において、ああいう言い方でいいのですか。岩手県の全ての地域振興に係る重大な発言だと思っていますが、皆さん方はどのように受けとめましたか。

○戸舘復興防災部長 きんのう知事のほうから、盛岡市は玄関口という発言があったわけがありますけれども、首都圏からいらっしゃる方々、例えば北東北を周遊する場合には、盛岡市が最初の玄関口ということになるのかもしれませんが、企業との交流拠点という意味では、盛岡市はもちろんですし、北上市や一関市、奥州市、水沢、江刺なども、事実上玄関口という形になっているものだと存じております。

○飯澤匡委員 ごまかしてはだめですよ。だから確認したのです。知事は、盛岡市は玄関口と一般質問の場で断言しましたからね。これからのふるさと振興において、大きな禍根を残したと思います。いずれ盛岡市を中心に考えるのだということにも取られかねないと思いますし、これを払拭するには大変な努力が必要だと思うのです。これはどこかで否定しなければならないのではないですか。今否定もしなかったのです、これも問題だと思うのです。これは、県政を動かす意味において大変問題だと思いますが、ふるさと振興部長はいかがですか。

○熊谷ふるさと振興部長 ふるさと振興という観点で、県央部、県南部、それから沿岸、県北振興、それぞれ大事でございます。そういった意味で、それぞれの目的の玄関口というのはあるわけでございます。先ほど戸舘復興防災部長が申し上げましたとおり、そういった観点で全県のさまざまな特色を生かしたふるさと振興をこれからはしっかりとやっていきたいと思っております。

○飯澤匡委員 トップリーダーの言葉というのは、とても重いと思うのです。そういう意味で、非常に県民を惑わせるような発言だと思います。これが政策の柱になってしまったら、とんでもない話です。皆さん方が一生懸命やっているというのは認めますので、今後そこはしっかりやっていただきたい。そのためにふるさと振興部というのができたと思いますので、それを覆すような実績を残してください。これは皆さん方に期待します。

I L Cの推進について、私はこの総務委員会でもう十数年来さまざまな発言をさせていただいております。きんのうの一般質問で、要はこの停滞している中でいかに突破口を開けていくのかという質問をしました。このコロナ禍で、研究者の方々もリモートでしかできないわけですが、この機会を逆に捉えて、岩手県としてどういう準備が進んでいるかということアピールするには絶好の機会だと思います。そういう意味においては、きんのうの答弁を聞く限り、非常に停滞しているなということではっきりしました。



この間の総務委員会で、これはもう 1000 年に 1 度のプロジェクトなので、岩手県としての取り組む姿勢を、しっかり内外に発信する必要があると政策企画部にも申し上げました。恐らくそれを織り込んだ上での答弁が出るだろうと思ったら、全く出てこなかったの、本当にながかりしました。きのうは、私の地域の方も三十数名傍聴に来ましたけれども、I L C 推進局長の答弁は何なのだ、やる気があるのかというような反応でした。今までどおり、環境整備するということから脱していかないと、これは物になりません。I L C 推進局というのは、単なる情報を整理したり、環境を整備する部署なのですか。局長、あなた方に与えられた使命というのは何なのですか。

○高橋 I L C 推進局長 I L C の実現、まずは建設準備期間への移行に向けて、KEK などの関係機関と連携して、建設のさまざまな協力要請に対して備えていくということが一番の使命と考えております。

○飯澤匡委員 備えていくだけではだめだと何回も言っているではないですか。この間岩淵誠委員長の際に放射光の施設へ行ってきた話もしているのに、あなた方は何を聞いてきたのですか。政府が予算を絞ったときに、民間の会社の方々が基金を造成して、しっかりサポートするような体制をつくったのではないですか。I L C だって、そういうことを考えていかなければならない。そういう想像力を働かせて、どういう形態にしていくのかということをしっかり準備していかなければならない。そういうことが全然答弁ににじんでこないのです。今やっていることだけを、ただただ調整しますということではだめなのです。

きのうの一般質問で科学技術特区という話をしましたが、I L C が実現した場合、国としては特別な特区機関になると思っています。逆に、そうならないかだめだと思えます。そうすると、どういう現象が起こってくるかということ、地方の自治体にとっても特区の中で自己完結できるような体制となり、岩手県のありようというのが本当に薄くなっていくのです。どんどん東北大学に近くなって、岩手県の関与が薄くなっていくことに危機感を持っています。

地元自治体は岩手県に一々お伺いを立てなくてよくなるからいいかもしれません。これは、自治の独立性ということを含んだ大きなテーマだと思っています。そういうことが達増知事の口からも出てこなかったし、ちょっと考え方が貧困だと思っています。わざと科学技術特区というワードを振ったのですが、全く食らいついてこないですね。

本当にこの 1 年間、コロナ禍によって議論も停滞し、国会議連もなかなか動けない状況にありますが、岩手県としてどういうデザインを押し出していくのか。きのう、一般質問の冒頭で触れたように、岩手県の良さというのは十分あるわけです。その中で、この I L C 計画をどうやって組み入れていくかという県独自の考え方が出てこないのが非常に不満です。したがって、今までの 1 年間、何をやってきたのかと思うわけです。

ただ、こうやって文句を並べるだけでは仕方がないので、いずれ今回の衆議院議員総選挙が終わって、また新たな枠組みで文部科学省の体制も変わり、内閣府の体制についても

まだチャンスはあるわけです。鈴木俊一衆議院議員が財務大臣になり、一定程度筋道ができたと思いますので、国の動向を見守るだけではなくて、あなた方が今ある使命の中でやることをしっかりやってください。こんなチャンスはめったにないのだから、逃したら大変なことになりますよ。私は、1000年に1度の東北地方の大チャンスだと思っています。岩手県としてどうしたいのか、しっかり内閣府等とも人脈をつくっていくことが必要だと思うのですが、総務部長いかがですか。

○白水総務部長 今重要な御指摘をいただいたとっております。私も1年8カ月でしたが、政策地域部長をさせていただきました。その際に、CERNへ視察に行く機会をいただきまして、やはりこれはすごいプロジェクトだと改めて思いました。国際的な拠点ということで、各国から人もたくさん来ていましたし、非常にまちも活気がありました。一方で田園風景が広がっており、農村地帯も残しながらというところで、非常に岩手県にもマッチしたプロジェクトだと思っております。

委員も幾つかポイントをおっしゃいましたけれども、今なかなか厳しい状況ではありますが、新しい政権もできて、例えば文部科学大臣に就任されました末松信介参議院議員は兵庫県の方で、私も岩手県に来る前は兵庫県で勤務していたのですけれども、県議会議員もされていまして、そういう意味では地方のそういう思いというものも非常に理解いただけるのではないかと期待しております。そういった点も含めて、これはしっかり要望していく必要があると思っております。

それから、それを受けて、トップのアイデアも御披露いただきましたけれども、やはり委員御指摘のとおり、宮城県、仙台市に拠点を持っていかれ、最寄り駅が仙台駅となり、そこからずっと移動することが主要になってしまうことがないように、戦略的にやっていく必要があると思っております。

そういう意味では、地域振興ビジョンもつくっており、さらに7分科会ということで庁内の中でも体制を構築しております。そこも引き続きしっかりと議論をしていきたいと思っております。

いずれにいたしましても、このコロナ禍の厳しい状況ではありますが、今やれることはしっかりやっていく。私も政策地域部からこのILC推進局を設けたときの担当の部長でございましたけれども、そのときの考え方として、一部局ではなく各部局連携してやっていけるようにということで先端部局を設けた経緯もございますので、そういった考え方もしっかり踏まえて取り組んでいきたいと思っております。

○飯澤匡委員 非常に期待の持てるお話でした。きのうの一般質問で、3番目の質問者の周産期医療の話の時に、急に達増知事が立ち上がって各部局長、県警察本部長にまで協力をお願いしていたようでしたけれども、周産期医療も必要ですが、本当はILCのことも言わなければならないのではないですかね。それだけ県としての一体感がなかったことの証明ではないかと思ひ非常にびっくりしました。参考までに、総務部長、どのように受けとめましたか。

○**白水総務部長** まず、周産期医療の課題については、岩手県にとって非常に重要だと思っております。私も岩手県のほか、特に西日本の自治体での勤務が多かったですけれども、例えば香川県とか大阪府は非常に面積が狭いので、いろいろな集約ということも考えていけるのでしょうかけれども、やはり岩手県は広いので、岩手医科大学を拠点にしつつ、どういう地域の拠点をつくっていくのかというところは、しっかりと議論していく必要があると思っております。

そういう意味では、医療圏の議論もしていただきましたけれども、あるべき医療圏のこととか、あるいは今回道路整備が大変進みましたので、その道路によって時間、距離が短くなるのであれば、医療拠点をどこに配置したらいいのかという議論もまた変わってくると思いますので、そういったことも含めて、しっかり議論していかなければいけない課題だと思っております。

一方で、きのうのやり取りでございますけれども、やはり知事の思いとしておもんばかるに、周産期も含めてさまざまな子育て支援、それから先ほど説明いたしました職員の育児休業の取得というのももろもろございますので、そこは全庁を挙げて取り組んでいこうという意気込みを示されたものだとは思っております。

いずれにいたしましても、我々県職員一同しっかり問題意識を共有して取り組んでいきたいと思っております。

○**飯澤匡委員** 話は戻りますけれども、I L Cというのは、これはもう大変なプロジェクトなのです。今まで大きなプロジェクトについては、決めるまでに物すごくエネルギーをかけるのですが、決まってしまったら中間管理をしない。ところが、ヨーロッパは意思決定の仕方というのが違って、いろいろ積み重ねた議論の上でまず動かしてみようというやり方をしています。

アメリカもかなり大きな円形の施設をテキサス州に半分つくったのですけれども、途中で政策転換があつて、今でもトンネルが残っているのです。大きな財源のロスで、研究者の方々の信頼もなくなったのです。しかしここまでヨーロッパからは、資金協力は無理だということでしたが、現物支給ならできるということでした。アメリカは協力しますということのようですので、こういう機会を逃したら大変なことになりますから、しっかり全庁的に取り組んでいただきたいと思えます。

I L C推進局、もう少ししっかりやってください。ただ情報交換しているだけではだめなのです。その中にヒントがあると思うので、やれるところはちゃんとやっておく。先生の言うことだけ、ただただやっていたらそれでいいということではないのです。戦略的というのは、物にするための一つの汗のかき方ですから、それを形に出して見せてもらわないと、それなりの努力をちゃんとやってもらわないと困るのです。よろしくお願いします。

○**今野税務課総括課長** 先ほど高橋穂至委員からの質疑の中で、今後の年度末の専決処分はないと申し上げましたが、税制改正による直接法の規定を引用していない課税標準、課税客体、税率等に変更があつた場合、例えばですが、自動車税環境性能割の税率などの改

正があった場合には、専決処分を行う場合があるものであります。訂正しておわびいたします。

○菅野ひろのり委員長 ほかによろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 ほかになければ、これで本日の審査を終わります。

なお、今回継続審査と決定いたしました請願陳情1件につきましては、別途議長に対し、閉会中の継続審査の申し出を行うこととしますので、御了承願います。

執行部の皆様方は退席されて結構です。御苦労さまでした。

委員の皆様には、委員会調査について御相談がありますので、少々お待ちください。

次に、委員会調査についてお諮りいたします。当委員会の今年度の委員会調査については、お手元に配付しております令和3年度総務委員会調査計画（案）のとおり実施することとしたいと思いますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点に鑑み、状況を見極めながら対応することとしたいと思います。つきましては、調査実施の有無も含め、当職に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 御異議がないようですので、さよう決定いたしました。なお、調査計画に変更があった場合には、追って通知することといたしますので、御了承願います。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。